

意思決定支援

本人中心の支援の実現のために

淑徳大学副学長・教授 社会福祉士

鈴木 敏彦

横浜市自立支援協議会委員(座長) / 横浜市障害者差別解消支援地域協議会会長
神奈川県障害者自立支援協議会会長 / 神奈川県意思決定支援専門アドバイザー
神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会委員長
川崎市障害者施策審議会委員 / 川崎市入所施設からの地域移行推進会議アドバイザー
世田谷区自立支援協議会会長 / 厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議構成員
厚生労働省相談支援従事者指導者養成研修講師 / 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験委員
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会監事 ほか

1. 意思決定支援をめぐる動向（成人）

世界	・条約を求める世界の障害者の声 「私たちのことを私たち抜きで決めないで」 (nothing about us without us) ・障害者権利条約（第12条） → 法律の前に等しく認められる権利（意思決定支援）
国内	・障害者基本法（第23条） ・障害者総合支援法（第42条・51条の22） → 「障害者の意思決定の支援に配慮する」 ・障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（国通知・平成29年3月） → ・可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援 ・最後の手段として本人の最善の利益を検討した支援（代行決定）

2. 意思決定支援をめぐる動向（児童）

世界	・国連児童権利条約（第12条：児童の意見表明権） → 自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利
国内	・こども基本法（第3条：基本理念） ・児童福祉法（第2条） → 年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される ・障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き（国通知・令和6年8月） → 「こどもの意思の尊重、こどもの意見の尊重とこどもの最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供」の具体策の提示

3. 意思決定支援をめぐる動向（神奈川・横浜）

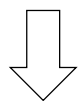
神奈川	・神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（第10条 意思決定支援の推進） → 障害福祉サービス提供事業者は、<u>意思決定支援の実施に努めなければならない</u>
横浜市	・第4期障害者プラン（令和3-8年度） → 1 基本目標 障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、<u>自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す</u>

- ・「他者による決定」から「自己決定」への転換
- ・自己決定を支える社会的なしくみ＝意思決定支援

4. 令和6年度報酬改定と意思決定支援①

《令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方 抄》 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- ・ 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- ・ 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。（以下略）



障害者の意思決定支援を推進するため、障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準に以下の規定を追加

1. 取扱方針

- ・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

4. 令和6年度報酬改定と意思決定支援②

2. サービス等利用計画・個別支援計画の作成等

- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

→ 意思決定支援に資するアセスメントは行われているか？

アセスメント項目例（意思決定支援に係る手掛かりヒヤリングシート）
主張、拒否、柔軟性、言語的理解、視覚的理解、表情、言語、表現（表情・言語以外）、コミュニケーション手段、言葉等への反応、その他

- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

→ 形骸化した参加となっていないか？

個別的な状況に応じた参加の方法とは？（合理的配慮の提供）

4. 令和6年度報酬改定と意思決定支援③

3. サービス管理責任者の責務

- ・ サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

→ サビ管を中心とした組織的な取組がなされているか？

4. モニタリング

- ・ 相談支援専門員等によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

《例示（抜粋）》

- ・ 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

→ “本人中心”の適切なモニタリングは行われているか？

4. 令和6年度報酬改定と意思決定支援④

5. 地域移行と意思決定支援

- ・ すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- ・ また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

- ① 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
- ② 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

→ ・ 地域生活への移行等の原点である意思決定支援を行っているか？

- ・ 地域生活への移行は、本人の望む暮らしにふさわしい暮らしの場を見つけることであり、福祉施設からの退所のみを意味するものではない。
- ・ 意思決定支援の取組は、社会資源（フォーマル／インフォーマル）の充実や地域づくり等の取組と両輪で行われなければならない。
（「意思決定支援あって、資源なし」を生じさせない）

4. 令和6年度報酬改定と意思決定支援⑤

6. 障害児支援における意思決定支援

- ・ 障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

→ ・ 子ども期からの意思表明権の尊重は十分なされているか？
(子ども期は将来にわたる意思決定力を育む大切な時期)

- ・ 本人のライフステージに添った継続性・一貫性のある意思決定支援の取り組みが求められる

児童期（18歳未満）	成人期（18歳～64歳）	高齢期（65歳以上）
------------	--------------	------------

意思決定支援の継続性の担保・意思決定支援者の連携

- ・ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き（令和6年8月）※再掲

5. 意思決定能力とは？

【本人の状況】

情報理解	意思決定に必要な情報を理解すること
記憶保持	意思決定に必要な情報を記憶として保持すること
比較検討	意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること
意思表現	自分の意思決定を口頭又は手話その他の手段を用いて表現すること

【支援者の留意点】

支援者の姿勢が本人の未来に影響を与えかねない…

本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、意思決定支援者の支援力によって変化することに注意！

- 本人の意思決定能力を固定的に考えずに、本人の保たれている能力等を向上させる働きかけを行う。
- 本人の意思決定能力は行為内容により相対的に判断される。日常生活・社会生活の意思決定の場面は多岐にわたり、選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまである。
- 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではない（連続量）。

※出典「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）によるワーキング・グループ）

6. 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面 (小さな意思決定)	② 社会生活における場面 (大きな意思決定)
例 ・ 食事・衣服の選択 ・ 外出先（余暇活動等）の選択 ・ 一日のスケジュールの選択 ・ 基本的な生活習慣（入浴・整容・排泄等）に関する選択 ・ 日常的な買い物 等	例 ・ 住まい（引っ越し、地域移行、どこで誰と住むのか 等） ・ 交際・結婚 ・ 医療の方針 ・ 職業選択（就労） ・ 高額なものの購入 等

- 日常生活場面での「小さな意思決定」の積み重ねによる、本人の経験の蓄積が、社会生活場面での「大きな意思決定」につながる。

- 「小さな意思決定」を多面的に把握・解釈するためには、本人に関わる全ての支援者等の参画が必須となる。

→ チーム（多職種連携）による意思決定支援

- 「小さな意思決定」の場面を詳細に記録に残し、チームで精査し、個別支援計画の素材とする → 計画の根拠としてのエピソード

7. 意思決定支援のプロセス

意思決定支援の準備：人的・物的環境の整備



意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

思いを育む



意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

思いを伝える



意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

思いを叶える



参考：意思決定支援のプロセスにおける留意点

準備	- 意思決定支援者の態度：本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 等 - 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮：本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り 等 - 意思決定支援と環境：緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 等
意思形成	- 本人の意思形成の基礎となる条件の確認：情報、認識、環境 - 必要に応じた都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明 - 本人の正しい理解、判断となっているかの確認
意思表明	- 意思表明場面における環境の確認・配慮 - 表明の時期、タイミングの考慮：最初の表明に縛られない適宜の確認 - 表明内容の時間差、また、複数人での確認 - 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認
意思実現	- 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮 - チーム（多職種協働）による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用 - 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

8. 神奈川県版意思決定支援ガイドライン① 概要

【県版ガイドラインとは】

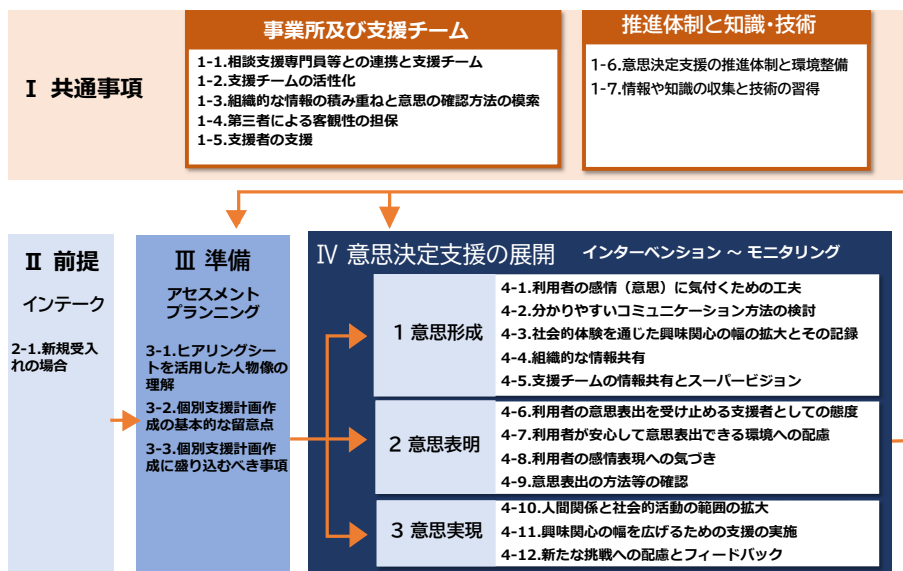
- 国のガイドライン（取組の枠組み）の補足
- 障害者支援施設の職員が、意思決定支援で実行すべき行動や姿勢の提示
- 管理者編、サービス管理責任者編、生活支援員編の三編で構成
- 指針の一つであり、施設や利用者ごとにアレンジして活用

《県版ガイドラインの7つのポイント》

- ① 本人中心に支援をすること（支援者目線ではない）
- ② 本人を知る、理解すること
- ③ 本人が安心して意思を表明できる環境（ソフト面、ハード面）を整えること
- ④ 本人を中心としたチームで検討（模索）し続けること
- ⑤ 第三者の視点を導入すること（客観性の担保）
- ⑥ 人間関係や社会関係を外へと広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）
- ⑦ 施設全体で取り組むこと

14

8. 神奈川県版意思決定支援ガイドライン② 全体構成



おわりに

➤ 共同意思決定（Shared Decision Making : SDM）

意思決定支援は、本人と支援者の共同作業といえる。そのためには本人と支援者の「関係性」が重要あり、両者の間に対等な立場に立った信頼関係が構築され、ともに同じ方向を目指すことが求められる。（“誘導”・“指導”等に注意を！）

➤ 支援者への期待

- 意思決定支援は、本人のみならず、支援者のエンパワメントにつながる。
- “あきらめ”ではなく“可能性をさぐる”

➤ 共生社会の源泉としての意思決定支援

あらゆる人の存在を肯定し、多様性を尊重する共生社会の実現には、障害等の有無にかかわらず一人ひとりの思いが尊重されることが不可欠である。そのために、意思決定支援・本人中心支援は重要な取組といえる。

オール神奈川での意思決定支援の推進

神奈川県当事者目線の 障害福祉推進条例



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/tojisya-jourei/top.html>

障がいのある方の意思決定支援 支援者向け情報



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ishikettei1.html>

ありがとうございました

《参考資料》

- 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）
- 人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（平成30年3月）
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月）
- 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（令和1年5月）
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（令和2年10月）
- 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き（令和6年8月）